

はっぴいあかり指定訪問介護事業所運営規定

(事業所の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あかり福祉会（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または、訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護職員等は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 訪問介護センターはっぴいあかり
- 二 所在地 兵庫県加古川市山手1丁目19番4号

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

- 一 管理者 1人 管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護業務の提供に当たるものとする。
- 二 サービス提供責任者 訪問介護員養成研修1級課程修了者（これに相当する研修も含む。以下同じ）1人
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

三 訪問介護員等	介護福祉士	1人以上（常勤 1人）
	1級課程修了者	人以上
	2級課程修了者	5人以上
	3級課程修了者	人以上
	介護職員基礎研修課程	人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし日曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く。
- 二 営業時間 午前8時から午後8時までとする。

(指定訪問介護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申し込み者

またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第7条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画沿った指定訪問介護を提供する。

2. 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係わり居宅利用者に係わる居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第8条 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係わる居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その他置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第9条 指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2. 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第10条 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定訪問介護の提供が困難と認めた場合は、他の指定

訪問介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

第11条 指定訪問介護の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期限を確認する。

2. 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問介護を提供する。

第12条 指定訪問介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意見を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2. 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者がうけている要介護認定等の有効期限の満了日の1ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第13条 指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（指定訪問介護の内容）

第14条 指定訪問介護の内容は、次の通りとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

第15条 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

2. 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
3. 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
4. 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行う。

第16条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する。

2. 前項の訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容

に沿って作成する。

3. サービス提供責任者は、第1項の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
4. サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。なお、第1項から第3項までの規程は、訪問介護計画の変更について準用する。

(指定訪問介護の利用料等)

第17条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

2. 第19条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護を要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 事業所から片道おおむね15キロメートル未満 0円（無料）
 - 二 事業所から片道おおむね15キロメートル以上の場合
3キロメートルにつき100円を加算
3. 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
4. 第1項の利用料の支払いを受けた場合受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載し、サービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第18条 指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町、加西市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第20条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 利用者が、正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わずに要介護認定等の程

度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第22条 利用者に対して、適切な指定訪問介護を提供出来るよう、訪問介護員等の勤務体制を定める。

2. 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年6回以上

(衛生管理等)

第23条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う

2. 事業所の設備及び備品などについて、衛生的管理に努める。

(秘密保持)

第24条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない
また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らす
ことがないよう、必要な措置を講じる。

2. サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利
用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第25条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し利用者に対して事業所によるサービスを利用さ
せることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第26条 提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓
口の設置など、必要な措置を講じる。

2. 自ら提供した指定訪問介護に関して、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書
などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者から
の苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、
それに従って必要な改善を行う。
3. 指定訪問介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険

法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問介護に関して国民健康保険団体から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第27条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2. 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
3. 事故が発生した場合の対応、兵庫県条例に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備する。
4. 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合には、当該事実を管理者に報告するとともに、原因分析の結果に基づき策定した改善案を従業員に周知徹底する体制を整備する。
5. 事故発生防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行う。
6. 前項の事故の状況及び事故に際して取った措置について記録する。

(会計の区分)

第28条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第29条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存する。

(その他)

第30条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あかり福祉会と管理者との協議に基づいて定める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第31条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。